



# 宮 崎 県 公 報

平成27年 3 月30日 (月曜日) 号外 第 19 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁
○宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) 1	○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 8
○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) 1	○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 9
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 2	○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 13
○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則… (衛生管理課) 3	<b>企業局企業管理規程</b>
○食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 5	○企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程…………… 14
○県立母子福祉センター管理規則の一部を改正する規則…………… (子ども家庭課) 5	<b>病院局企業管理規程</b>
○宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則…………… (管理課) 6	○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程…………… 22
	○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 24
	○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程…………… 25
	○宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格に関する規程…………… 25

## 規 則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第19号

#### 宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則 (平成18年宮崎県規則第67号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(必要勤務期間の短縮の要件等) 第17条 条例第9条第2項の規則で定める要件は、臨床研修を県立日南病院で、後期研修 (臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修をいう。) を国立大学法人宮崎大学医学部附属病院に設置される地域総合医育成センターにおいて修了し、第2条第1号から第3号までに掲げる指定医療機関のうち、医師不足の状況を踏まえ知事が特に定める医療機関 (次項において「特定指定医療機関」という。) で業務に従事することとする。 2 [略]	(必要勤務期間の短縮の要件等) 第17条 条例第9条第2項の規則で定める要件は、第2条第1号から第3号までに掲げる指定医療機関のうち、医師不足の状況を踏まえ知事が特に定める医療機関 (次項において「特定指定医療機関」という。) で業務に従事することとする。 2 [略]

#### 附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第20号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 1 条 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 1（第 3 条関係） [略] [略] 備考 1・2 [略] 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、 <u>指定医療機関</u> （入所に限る。）、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。 4～7 [略]	別表第 1（第 3 条関係） [略] [略] 備考 1・2 [略] 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、 <u>指定発達支援医療機関</u> （入所に限る。）、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。 4～7 [略]

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第 2 条 児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(児童の入所措置等) 第 9 条 知事は、法第27条第 1 項第 3 号、同条第 2 項又は法第27条の 2 第 1 項に規定する措置を決定したときは、児童措置決定通知書（別記様式第16号）により、関係の小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童福祉施設若しくは <u>指定医療機関</u> の長又は児童自立生活援助事業を行う者及び本人又はその保護者に通知するものとする。 2 [略] (在所期間の延長決定通知) 第12条 知事は、法第31条第 1 項から第 4 項までに規定する措置を採ることを決定したときは、在所期間延長決定通知書（別記様式第22号）により、関係の児童福祉施設若しくは <u>指定医療機関</u> の長又は児童自立生活援助事業を行う者及び本人又はその保護者に通知するものとする。	(児童の入所措置等) 第 9 条 知事は、法第27条第 1 項第 3 号、同条第 2 項又は法第27条の 2 第 1 項に規定する措置を決定したときは、児童措置決定通知書（別記様式第16号）により、関係の小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童福祉施設若しくは <u>指定発達支援医療機関</u> の長又は児童自立生活援助事業を行う者及び本人又はその保護者に通知するものとする。 2 [略] (在所期間の延長決定通知) 第12条 知事は、法第31条第 1 項から第 4 項までに規定する措置を採ることを決定したときは、在所期間延長決定通知書（別記様式第22号）により、関係の児童福祉施設若しくは <u>指定発達支援医療機関</u> の長又は児童自立生活援助事業を行う者及び本人又はその保護者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第21号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成 5 年宮崎県規則第29号の 2）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第 4 号（第 6 条関係） [略] 総括表 [略] ⑤総合所見 <u>[将来再認定 要・不要]</u> <u>[再認定の時期 年 月]</u>	様式第 4 号（第 6 条関係） [略] 総括表 [略] ⑤総合所見 <u>[将来再認定 要（障害程度に変化が生じることが予想される場合のみ）・不要]</u> <u>[再認定の時期 年 月]</u>

<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見</p> <p>[略]</p> <p>1 「聴覚障害」の状態及び所見 (1)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見</p> <p>[略]</p> <p>1 「聴覚障害」の状態及び所見 (1)～(4) [略]</p> <p>(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況(有・無) (注) 2級と診断する場合に記載すること。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された書類とみなす。
- この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第22号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和42年宮崎県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後											
<p>(受験の手続)</p> <p>第3条 試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類又は菓子製造業務従事証明書(別記様式第2号)</p> <p>(3) [略]</p> <p>様式第3号</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">本 籍 地 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>本 籍 地</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第5号</p>	[略]	本 籍 地	[略]	氏 名	[略]	<p>(受験の手続)</p> <p>第3条 試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類又は菓子製造業務従事証明書(別記様式第2号)</p> <p>(3) [略]</p> <p>様式第3号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(ふりがな)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>本籍地都道府 県名(国籍)</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>(ふりがな)</td></tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第5号(第7条関係)</p>	[略]	本籍地都道府 県名(国籍)	[略]	(ふりがな)	氏 名	[略]
[略]												
本 籍 地												
[略]												
氏 名												
[略]												
[略]												
本籍地都道府 県名(国籍)												
[略]												
(ふりがな)												
氏 名												
[略]												

[略]

氏 名 ㊟

[略]

申請者	本籍			
	[略]			
	氏名	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和	[略]

様式第 6 号

[略]

氏 名

[略]

[略]				
氏名	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和	[略]	

様式第 7 号

[略]

氏 名 ㊟

[略]

消除を受ける者	登録番号	第 号	本籍地		
	氏名	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和	[略]	

様式第 8 号

[略]

氏 名 ㊟

下記のとおり免許証記載事項に変更があったので政令第 5 条第 1 項の規定により免許証書換交付を願いたく、関係書類を添えて申請します。

[略]				
氏名	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和	[略]	

様式第 9 号

[略]

氏 名 ㊟

下記の理由により政令第 6 条第 1 項に規定する免許証の再交付を願いたく、関係書類を添えて申請します。

[略]	
申請	本籍地

[略]

(ふりがな)  
氏 名 ㊟

[略]

申請者	本籍地都道府 県名(国籍)			
	[略]			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成	[略]

様式第 6 号 (第 7 条関係)

[略]

(ふりがな)  
氏 名 ㊟

[略]

[略]				
(ふりがな) 氏名	生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成	[略]	

様式第 7 号 (第 7 条関係)

[略]

(ふりがな)  
氏 名 ㊟

[略]

消除を受ける者	登録番号	第 号	本籍地都道府 県名(国籍)		
	(ふりがな) 氏名	生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成	[略]	

様式第 8 号 (第 7 条関係)

[略]

(ふりがな)  
氏 名 ㊟

下記のとおり免許証記載事項に変更があったので政令第 5 条第 1 項の規定により製菓衛生師免許証の書換交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

[略]				
(ふりがな) 氏名	生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成	[略]	

様式第 9 号 (第 7 条関係)

[略]

(ふりがな)  
氏 名 ㊟

下記のとおり政令第 6 条第 1 項の規定による製菓衛生師免許証の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

[略]	
申請	本籍地都道府 県名(国籍)

者	[略]				者	[略]					
	氏	名	生年 月日	明治 大正 年 月 日 昭和		[略]	(ふりがな)	氏	名	生年 月日	大正 昭和 年 月 日 平成
[略]					[略]						

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の製菓衛生師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の製菓衛生師法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による様式は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第23号

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行条例施行規則（平成12年宮崎県規則第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定期的に製品の検査をしなければならない施設)</p> <p>第3条 条例別表第1第5号に規定する知事が別に定める施設は、<u>乳処理業、乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業（魚肉のハム又はソーセージ類を製造するものに限る。）及び清涼飲料水製造業（炭酸を含有するものを製造するものを除く。）を営む施設とする。</u></p>	<p>(食品衛生責任者を定めておかななければならない施設)</p> <p>第3条 条例別表第1の8の項の(1)に規定する知事が別に定める施設は、<u>飲食店営業、菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、乳製品製造業、食肉処理業、食肉販売業、魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業及び缶詰又は瓶詰食品製造業を営む施設とする。</u></p>
<p>(食品衛生責任者を定めておかななければならない施設)</p> <p>第4条 条例別表第1第8号(1)に規定する知事が別に定める施設は、<u>飲食店営業、菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、乳製品製造業、食肉処理業、食肉販売業、魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業及び缶詰又は瓶詰食品製造業を営む施設とする。</u></p>	<p>(定期的に製品の検査をしなければならない施設)</p> <p>第4条 条例別表第1の9の項の(4)に規定する知事が別に定める施設は、<u>乳処理業、乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業（魚肉のハム又はソーセージ類を製造するものに限る。）及び清涼飲料水製造業（炭酸を含有するものを製造するものを除く。）を営む施設とする。</u></p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

県立母子福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第24号

県立母子福祉センター管理規則の一部を改正する規則

県立母子福祉センター管理規則（平成17年宮崎県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>県立母子福祉センター管理規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例</p>	<p>県立母子・父子福祉センター管理規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例</p>

第 7 号。以下「条例」という。）第 7 条及び第 13 条の規定に基づき、県立母子福祉センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 7 号。以下「条例」という。）第 7 条及び第 13 条の規定に基づき、県立母子・父子福祉センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 25 号

宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則

宮崎県産業開発青年隊規則（平成 22 年宮崎県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（入隊希望の手続）</p> <p>第 8 条 青年隊に入隊を希望する者は、宮崎県産業開発青年隊受験願書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて所長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>第 15 条 [略]</p> <p>第 16 条 この規則に定めるもののほか、青年隊に関し必要な事項は、<u>所長</u>が別に定める。</p>	<p>（入隊希望の手続）</p> <p>第 8 条 青年隊に入隊を希望する者は、宮崎県産業開発青年隊受験願書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて所長に提出しなければならない。<u>ただし、第 2 号に掲げる場合において、最終学校から成績証明書の交付を受けることができない者については、成績証明書の添付を要しないものとする。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>（証明書の交付）</u></p> <p>第 15 条 <u>所長は、隊員及び所定の課程を修了した者に対して、在隊証明書、修了証明書、成績証明書その他修業履歴に関する証明書（以下「証明書」という。）を交付することができる。</u></p> <p>2 <u>証明書の交付を受けようとする者は、宮崎県産業開発青年隊在隊証明等交付申請書（別記様式第 6 号）を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>隊員に対して、証明書を交付する場合の証明手数料は、無料とする。</u></p> <p>第 16 条 [略]</p> <p>第 17 条 この規則に定めるもののほか、青年隊に関し必要な事項は、<u>知事</u>が別に定める。</p>

別記様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。



附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第26号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和47年宮崎県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許申請書に添付する書類)</p> <p>第2条 法第3条第1項の免許の申請をしようとする者は、法第4条第2項の書類のほか、<u>法第15条第1項に規定する専任の取引主任者（以下「専任取引主任者」という。）が交付を受けた宅地建物取引主任者証の写しを添付しなければならない。</u></p> <p>2 法第3条第3項の免許の更新の申請をしようとする者は、前項の書類及び<u>宅地建物取引主任者証の写し</u>のほか、法第48条第1項に規定する証明書の写しを添付しなければならない。</p> <p>(変更の届出に添付する書類)</p> <p>第3条 省令第5条の3第1項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書には、同条第2項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 商号若しくは名称、役員の氏名又は事務所の名称若しくは所在地の変更 省令第1条の2第1項第10号の書面</p> <p>(2) 専任取引主任者の増員、交代又は減員に係る変更 <u>宅地建物取引主任者証の写し（減員に係る変更の場合を除く。）</u>、事務所内で撮影した専任取引主任者の写真（減員に係る変更の場合を除く。）及び法第48条第3項の従業者名簿のうち当該変更のあった事務所に係るものの写し</p> <p>(宅地建物取引主任者資格試験)</p> <p>第5条 法第16条第1項の<u>宅地建物取引主任者資格試験</u>（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別記様式第2による受験申込書に、次に掲げる書類及び使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）別表第2の436の項に定める額の手数料を添えて知事に提出しなければならない。ただし、法第16条の2第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に試験の実施に関する事務を行わせる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(合格者名簿の様式)</p> <p>第7条 省令第12条第1項の<u>宅地建物取引主任者資格試験合格者</u>の名簿の様式は、別記様式第4によるものとする。</p> <p>(業務場所に係る届出等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第50条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(免許申請書に添付する書類)</p> <p>第2条 法第3条第1項の免許の申請をしようとする者は、法第4条第2項の書類のほか、<u>法第31条の3第1項に規定する専任の宅地建物取引士（以下「専任の宅地建物取引士」という。）が交付を受けた宅地建物取引士証の写し</u>その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>2 法第3条第3項の免許の更新の申請をしようとする者は、<u>法第4条第2項の書類及び前項の宅地建物取引士証の写し</u>のほか、法第48条第1項に規定する証明書の写し<u>その他知事が必要と認める書類</u>を添付しなければならない。</p> <p>(変更の届出に添付する書類)</p> <p>第3条 省令第5条の3第1項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書には、同条第2項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 商号若しくは名称、役員の氏名又は事務所の名称若しくは所在地の変更 省令第1条の2第1項第10号の書面<u>（変更前と変更後の内容が分かるもの）</u></p> <p>(2) <u>専任の宅地建物取引士</u>の増員、交代又は減員に係る変更 <u>宅地建物取引士証の写し（減員に係る変更の場合を除く。）</u>、事務所内で撮影した<u>専任の宅地建物取引士</u>の写真（減員に係る変更の場合を除く。）及び法第48条第3項の従業者名簿のうち当該変更のあった事務所に係るものの写し</p> <p>(宅地建物取引士資格試験)</p> <p>第5条 法第16条第1項の<u>宅地建物取引士資格試験</u>（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別記様式第2による受験申込書に、次に掲げる書類及び使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）別表第2の436の項に定める額の手数料を添えて知事に提出しなければならない。ただし、法第16条の2第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に試験の実施に関する事務を行わせる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(合格者名簿の様式)</p> <p>第7条 省令第12条第1項の<u>宅地建物取引士資格試験合格者</u>の名簿の様式は、別記様式第4によるものとする。</p> <p>(業務場所に係る届出等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第50条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>



(3) 専任の取引主任者に関する事項のうち、取引主任者の変更

(書類の部数)

第18条 [略]

様式第2 (第5条関係)

宅地建物取引主任者資格試験 受 験 申 込 書	[略]
私は、宅地建物取引主任者資格試験を受けたいので、関係書類及び受験手数料を添えて申し込みます。	
[略]	
[略]	

[略]

様式第3 (第6条関係)

[略]

次のとおり宅地建物取引業法第16条第1項の宅地建物取引主任者資格試験(取引員試験選考)に合格した者であることを証明してください。

[略]	
生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日生
[略]	

[略]

様式第5 (第11条関係)

[略]

わたくしは、宅地建物取引主任者資格登録簿に登録されていますが、このたび下記理由により登録の消除について申請します。

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の宅地建物取引業法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の宅地建物取引業法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第27号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年宮崎県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)、 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成21年政令第24号。以下「政令」という。)</u> 及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定申請書に添付する図書）

第 3 条 省令第 2 条第 1 項の規定により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

（1）登録住宅性能評価機関の技術的審査（法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による認定の申請（法第 8 条第 1 項の規定による変更の認定の申請を含む。以下「計画の認定申請」という。）があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が、法第 6 条第 1 項各号の規定による基準に適合するかを審査することをいう。）を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

（2）～（4） [略]

2 [略]

（軽微な変更の届出）

第 4 条 認定計画実施者は、省令第 7 条に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更届出書（別記様式第 1 号）に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、次条の規定による報告をした後においては、この限りでない。

（完了の報告）

第 5 条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（別記様式第 2 号）により知事に報告しなければならない。

（取りやめの申出）

第 6 条 認定計画実施者は、法第 14 条第 1 項第 2 号の規定により認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（別記様式第 3 号）により認定通知書を添えて知事に申し出るものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 法の規定による認定又は承認を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定（承認）申請取下げ届（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

第 8 条 [略]

別記

（認定申請書に添付する図書）

第 3 条 省令第 2 条第 1 項の規定により知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

（1）登録住宅性能評価機関の技術的審査（法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による認定の申請（法第 8 条第 1 項の規定による変更の認定の申請を含む。以下「計画の認定申請」という。）があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が、法第 6 条第 1 項各号の規定による基準に適合するかを審査することをいう。）を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する同項各号の規定による基準に適合することを示す書類

（2）～（4） [略]

2 [略]

（認定しない旨の通知）

第 4 条 知事は、計画の認定申請について、法第 6 条第 1 項（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認定をしないときは、その旨を、認定しない旨の通知書（別記様式第 1 号）により当該計画の認定を申請した者に通知するものとする。

（軽微な変更の届出）

第 5 条 認定計画実施者は、省令第 7 条に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更届出書（別記様式第 2 号）に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、第 7 条の規定による報告をした後においては、この限りでない。

（状況の報告）

第 6 条 認定計画実施者は、法第 12 条の規定により報告を求められた場合には、認定長期優良住宅状況報告書（別記様式第 3 号）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

（完了の報告）

第 7 条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（別記様式第 4 号）により知事に報告しなければならない。

（改善に関する命令書）

第 8 条 法第 13 条の規定による命令は、改善に関する命令書（別記様式第 5 号）により行うものとする。

（取りやめの申出）

第 9 条 認定計画実施者は、法第 14 条第 1 項第 2 号の規定により認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（別記様式第 6 号）により認定通知書（変更の認定を受けた者にあっては、変更認定通知書）を添えて知事に申し出るものとする。

（認定取消通知書）

第 10 条 法第 14 条第 2 項の規定による通知は、長期優良住宅建築等計画認定取消通知書（別記様式第 7 号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第 11 条 法の規定による認定又は承認を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定（承認）申請取下げ届（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

第 12 条 [略]

別記

様式第 1 号（第 4 条関係）

認定しない旨の通知書

タツ \_\_\_\_\_  
年 月 日

住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 様

西臼杵支庁長 印  
土木事務所長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第 6 条第 1 項  
第 8 条第 2 項におい  
て準用する同法第 6 条第 1 項 の認定をしないこととしたので、  
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 4 条の規定に  
より通知します。

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由  
(教示)

この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。）提起することができます。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

[略]

認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更をしたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 4 条の規定により届け出ます。

[略]

様式第 2 号 (第 5 条関係)

[略]

認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更をしたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 5 条の規定により届け出ます。

[略]

様式第 3 号 (第 6 条関係)

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住所  
氏名 印  
電話番号

法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告の求めのあった次の認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築又は維持保全の状況について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 6 条の規定により報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 \_\_\_\_\_ 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置

様式第 2 号 (第 5 条関係)

[略]

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 5 条の規定により報告します。

[略]

様式第 3 号 (第 6 条関係)

[略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項第 2 号の

- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 建築又は維持保全の状況

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 報告者の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 報告書の大きさは A 4 サイズとすること。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

[略]

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 7 条の規定により報告します。

[略]

様式第 5 号 (第 8 条関係)

改善に関する命令書

タツ ー  
年 月 日

住所  
氏名 様

西臼杵支庁長 印  
土木事務所長

次の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条 第 1 項  
第 2 項 の規定により改善に必要な措置を命じます。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限  
年 月 日

この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。) 提起することができます。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

[略]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項第 2 号の

規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により申し出ます。

[略]

規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定により申し出ます。

[略]

様式第7号(第10条関係)

長期優良住宅建築等計画認定取消通知書

タツ ー  
年 月 日

住所  
氏名 様

西白杵支庁長 印  
土木事務所長

次の認定長期優良住宅建築等計画については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由

(教示)

この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。)提起することができます。

様式第4号(第7条関係)

[略]

認定(承認)申請を取り下げたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により届け出ます。

[略]

様式第8号(第11条関係)

[略]

認定(承認)申請を取り下げたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第11条の規定により届け出ます。

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第28号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係) [略]	別表第1(第3条関係) [略]

<p>2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの                  (1)～(104) [略]                  (105) <u>第一種フロン類回収業者登録申請手数料</u>                  (106) <u>第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料</u>                  (107)～(113) [略]                   (114)～(156) [略]                  (157) <u>歯科技工士国家試験手数料</u>                  (158)～(536) [略]                  (537) <u>宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料</u>                  (538) <u>宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料</u>                  (539) <u>宅地建物取引主任者証の交付申請手数料</u>                  (540) <u>宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料</u>                   (541)～(560) [略]                  3 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの                  (1) [略]                  (2) <u>体育館使用料（教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第4条の規定により宮崎県体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者に体育館使用料の徴収の事務を委託するときを除く。）</u>                  (3) <u>ライフル射撃競技場使用料（教育関係の公の施設に関する条例第4条の規定により宮崎県ライフル射撃競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者にライフル射撃競技場使用料の徴収の事務を委託するときを除く。）</u>                  (4)～(13) [略]                  4～6 [略]                  7 都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）に基づく総合運動公園使用料（武道館（トレーニングルームに限る。）及び駐車場に係る使用料並びに使用料の徴収を同条第15条の2の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合を除く。）</p>	<p>2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの                  (1)～(104) [略]                  (105) <u>第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料</u>                  (106) <u>第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料</u>                  (107)～(113) [略]                  (114) <u>指定調査機関指定申請手数料</u>                  (115) <u>指定調査機関指定更新申請手数料</u>                  (116)～(158) [略]                   (159)～(537) [略]                  (538) <u>宅地建物取引士資格登録簿登録手数料</u>                  (539) <u>宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料</u>                  (540) <u>宅地建物取引士証の交付申請手数料</u>                  (541) <u>宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料</u>                  (542) <u>宅地建物取引士証の再交付申請手数料</u>                  (543)～(562) [略]                  3 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの                  (1) [略]                  (2) 体育館使用料                   (3) ライフル射撃競技場使用料                   (4)～(13) [略]                  4～6 [略]                  7 都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）に基づく総合運動公園使用料（武道館（トレーニングルームに限る。）及び駐車場に係る使用料を除く。）</p>
---	---

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**企業局企業管理規程**

企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成27年3月30日

宮崎県企業局長 四 本 孝

**宮崎県企業局企業管理規程第2号**

**企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程**

（企業局組織規程の一部改正）

第1条 企業局組織規程（平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(電気課の事務分掌) 第7条 [略] (1)～(7) [略]	(電気課の事務分掌) 第7条 [略] (1)～(7) [略] <u>(8) 発電所の大規模な改良工事の計画及び設計等に関すること</u> 〃

<p>(副局長等) 第20条 [略] 2～4 [略] 5 課に課長補佐を置く。  6 [略]</p>	<p>(副局長等) 第20条 [略] 2～4 [略] 5 課に課長補佐を置く。<u>この場合において、必要に応じ、2人以上置くことができる。</u> 6 2人以上の課長補佐を置く場合の各課長補佐の職務の担当区分は、1人を総括とし、他を業務担当とする。 7 [略]</p>
<p>(宮崎県公営企業管理者の職務代理に関する規程の一部改正)</p>	
<p>第2条 宮崎県公営企業管理者の職務代理に関する規程(平成18年宮崎県企業局企業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(職務代理者の指定) 第2条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときの管理者の職務を代理する職員は、<u>副局長(企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)第20条第1項に規定する副局長をいう。)</u>とする。 第3条 管理者及び副局長とともに事故があるとき、又は管理者及び副局長がともに欠けたときの管理者の職務を代理する職員は、<u>技監(土木担当)</u>とする。</p>	<p>改正後</p> <p>(職務代理者の指定) 第2条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときの管理者の職務を代理する職員は、<u>副局長(総括)</u>とする。 第3条 管理者及び副局長(総括)とともに事故があるとき、又は管理者及び副局長(総括)がともに欠けたときの管理者の職務を代理する職員は、<u>副局長(技術)</u>とする。</p>
<p>(企業局事務決裁規程の一部改正)</p>	
<p>第3条 企業局事務決裁規程(平成3年宮崎県企業局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(管理者の代決) 第7条 [略] (1) <u>副局長</u> (2) <u>総務課長</u></p>	<p>改正後</p> <p>(管理者の代決) 第7条 [略] (1) <u>副局長(総括)</u> (2) <u>副局長(技術)</u></p>
<p>(宮崎県企業局職員倫理規程の一部改正)</p>	
<p>第4条 宮崎県企業局職員倫理規程(平成19年宮崎県企業局企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(倫理監督職員) 第15条 [略] 2 倫理監督職員は、<u>副局長</u>とする。</p>	<p>改正後</p> <p>(倫理監督職員) 第15条 [略] 2 倫理監督職員は、<u>副局長(総括)</u>とする。</p>
<p>(宮崎県企業局準公金等取扱規程の一部改正)</p>	
<p>第5条 宮崎県企業局準公金等取扱規程(平成23年宮崎県企業局企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(検査及び措置の要求等) 第9条 <u>副局長</u>は、準公金等の取扱に関し必要があると認めるときは、関係書類を検査し、所属長に取扱事務に関する報告を求めることができる。 2 <u>副局長</u>は、前項の規定による検査の結果、改善を要する事項又は検討を要する事項があると認めるときは、所属長に対して必要な措置を講ずることを求めることができる。 3 所属長は、前項の規定により講じた措置を、速やかに<u>副局長</u>に報告しなければならない。 (委任) 第10条 この規程に定めるもののほか、準公金等の会計事務の適正化及び事故防止に関し必要な事項は、<u>副局長</u>が別に定める。</p>	<p>改正後</p> <p>(検査及び措置の要求等) 第9条 <u>副局長(総括)</u>は、準公金等の取扱に関し必要があると認めるときは、関係書類を検査し、所属長に取扱事務に関する報告を求めることができる。 2 <u>副局長(総括)</u>は、前項の規定による検査の結果、改善を要する事項又は検討を要する事項があると認めるときは、所属長に対して必要な措置を講ずることを求めることができる。 3 所属長は、前項の規定により講じた措置を、速やかに<u>副局長(総括)</u>に報告しなければならない。 (委任) 第10条 この規程に定めるもののほか、準公金等の会計事務の適正化及び事故防止に関し必要な事項は、<u>副局長(総括)</u>が別に定める。</p>
<p>(企業局職員の被服貸与規程の一部改正)</p>	
<p>第6条 企業局職員の被服貸与規程(昭和55年宮崎県企業局企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個別貸与被服の貸与)</p> <p>第 4 条 個別貸与被服の貸与を受けようとする職員は、個別被服貸与申請書（別記様式第 1 号）を課（所）長（以下「所属長」という。）を経て、<u>副局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>副局長</u>は前項の申請書を受理したときは、第 3 条の基準に従い、被服の貸与を決定しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>別記 様式第 1 号（第 4 条関係） [略] <u>副局長</u> 殿</p> <p>様式第 4 号（第 9 条関係） [略] <u>副局長</u> 殿 課（所）長</p>	<p>(個別貸与被服の貸与)</p> <p>第 4 条 個別貸与被服の貸与を受けようとする職員は、個別被服貸与申請書（別記様式第 1 号）を課（所）長（以下「所属長」という。）を経て、<u>副局長（総括）</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>副局長（総括）</u>は前項の申請書を受理したときは、第 3 条の基準に従い、被服の貸与を決定しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>別記 様式第 1 号（第 4 条関係） [略] <u>副局長（総括）</u> 殿</p> <p>様式第 4 号（第 9 条関係） [略] 課（所）長 殿</p>

(企業局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第 7 条 企業局職員安全衛生管理規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 安全衛生管理体制</p> <p>第 1 節 <u>副局長</u>等の職務（第 4 条—第 7 条）</p> <p>第 2 節・第 3 節 [略]</p> <p>第 3 章～第 5 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第 2 章 安全衛生管理体制</p> <p>第 1 節 <u>副局長</u>等の職務 (<u>副局長</u>の職務)</p> <p>第 4 条 <u>副局長</u>は、毎年度、職員の安全及び衛生に関する事項についての総合的な管理計画（以下「企業局職員安全衛生管理計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 <u>副局長</u>は、企業局職員安全衛生管理計画に基づく業務を統括管理する。 (課及び事務所の長の職務)</p> <p>第 7 条 課及び事務所の長は、<u>副局長</u>、総務課長、工務課長又は健康管理医の指示を受け、課及び事務所における職員の安全及び衛生に関する業務を管理し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその関係法令において事業者が行うこととされた業務を補助するものとする。 (安全管理者)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 安全管理者は、その資格を有する職員のうちから<u>副局長</u>が選任する。</p> <p>3 [略] (衛生管理者)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 衛生管理者は、その資格を有する職員のうちから<u>副局長</u>が選任する。</p> <p>3 [略] (健康管理医)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 安全衛生管理体制</p> <p>第 1 節 <u>副局長（総括）</u>等の職務（第 4 条—第 7 条）</p> <p>第 2 節・第 3 節 [略]</p> <p>第 3 章～第 5 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第 2 章 安全衛生管理体制</p> <p>第 1 節 <u>副局長（総括）</u>等の職務 (<u>副局長（総括）</u>の職務)</p> <p>第 4 条 <u>副局長（総括）</u>は、毎年度、職員の安全及び衛生に関する事項についての総合的な管理計画（以下「企業局職員安全衛生管理計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 <u>副局長（総括）</u>は、企業局職員安全衛生管理計画に基づく業務を統括管理する。 (課及び事務所の長の職務)</p> <p>第 7 条 課及び事務所の長は、<u>副局長（総括）</u>、総務課長、工務課長又は健康管理医の指示を受け、課及び事務所における職員の安全及び衛生に関する業務を管理し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその関係法令において事業者が行うこととされた業務を補助するものとする。 (安全管理者)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 安全管理者は、その資格を有する職員のうちから<u>副局長（総括）</u>が選任する。</p> <p>3 [略] (衛生管理者)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 衛生管理者は、その資格を有する職員のうちから<u>副局長（総括）</u>が選任する。</p> <p>3 [略] (健康管理医)</p> <p>第10条 [略]</p>



2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、副局長は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。

4 [略]

5 健康管理医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項各号に掲げる職務に関する事項について、副局長若しくは総務課長に対して勧告し、又は衛生管理者若しくは課及び事務所の長に対して指導し、若しくは助言することができる。

6 [略]  
(作業主任者)

第11条 [略]

2 作業主任者は、その資格を有する職員のうちから副局長が選任する。

3 作業主任者は、副局長並びに当該課及び事務所の長の命を受け、法第14条に規定する作業に従事する職員を指揮し、当該作業に係る危険防止のための措置を行わなければならない。  
(企業局安全衛生管理委員会)

第12条 [略]

2 [略]

(1) 副局長

(2)～(6) [略]

3 局管理委員会の会議は、副局長が招集し、議長となる。

4 副局長は会務を総理し、局管理委員会を代表する。

5 副局長に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6・7 [略]  
(安全衛生委員会)

第13条 [略]

2 [略]

(1) 副局長

(2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから副局長が指名した者 2人

(3) 職員で、安全及び衛生に関し経験を有するものの中から副局長が指名した者 6人

3 副局長は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、宮崎県公営企業労働組合の推せんに基づき指名するものとする。

4・5 [略]  
(健康診断の種類)

第18条 職員に対して行う健康診断の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) その他必要な健康診断で副局長が定めるもの  
(健康診断の検査項目等)

第19条 健康診断の検査項目、実施細目、実施の時期及び方法等については、この規程に定めるもののほか、副局長が別に定める。  
(健康診断担当医)

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、副局長(総括)は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。

4 [略]

5 健康管理医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項各号に掲げる職務に関する事項について、副局長(総括)若しくは総務課長に対して勧告し、又は衛生管理者若しくは課及び事務所の長に対して指導し、若しくは助言することができる。

6 [略]  
(作業主任者)

第11条 [略]

2 作業主任者は、その資格を有する職員のうちから副局長(技術)が選任する。

3 副局長(技術)は、作業主任者を選任したときは、速やかに、作業主任者選任報告書(別記様式第1号)により副局長(総括)に報告するものとする。

4 作業主任者は、副局長(技術)並びに当該課及び事務所の長の命を受け、法第14条に規定する作業に従事する職員を指揮し、当該作業に係る危険防止のための措置を行わなければならない。  
(企業局安全衛生管理委員会)

第12条 [略]

2 [略]

(1) 副局長(総括)

(2)～(6) [略]

3 局管理委員会の会議は、副局長(総括)が招集し、議長となる。

4 副局長(総括)は会務を総理し、局管理委員会を代表する。

5 副局長(総括)に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6・7 [略]  
(安全衛生委員会)

第13条 [略]

2 [略]

(1) 副局長(総括)

(2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから副局長(総括)が指名した者 2人

(3) 職員で、安全及び衛生に関し経験を有するものの中から副局長(総括)が指名した者 6人

3 副局長(総括)は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、宮崎県公営企業労働組合の推せんに基づき指名するものとする。

4・5 [略]  
(健康診断の種類)

第18条 職員に対して行う健康診断の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) その他必要な健康診断で副局長(総括)が定めるもの  
(健康診断の検査項目等)

第19条 健康診断の検査項目、実施細目、実施の時期及び方法等については、この規程に定めるもののほか、副局長(総括)が別に定める。  
(健康診断担当医)

第20条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる健康管理医が同表左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、副局長が特に必要があると認めるときは、医療機関等に委託して実施することができる。

（健康診断の周知等）

第21条 副局長は、健康診断を実施するときは、課及び事務所の長にその旨を通知しなければならない。

2 [略]

（健康診断の免除）

第24条 前2条の規定にかかわらず、職員が健康診断の際、現に次の各号のいずれかに該当する場合には、当該健康診断を受診することを要しないものとする。

(1)・(2) [略]

(3) その他副局長が定める者

2 [略]

（指示区分の決定等）

第25条 健康管理医は、健康診断を実施したときは、別表第2の指示区分欄に掲げる区分に応じて指示区分を決定し、その結果を健康診断個人表及び健康診断名簿に記録し、健康診断名簿その他衛生管理に必要な事項を副局長に報告するとともに、課及び事務所の長に通知しなければならない。

（療養状況報告書の提出等）

第28条 課及び事務所の長は、所属職員が疾病のため傷病休暇、結核療養休暇又は公務災害休暇の承認を得て1月以上継続して療養したときは、当該1月経過後、速やかに、療養状況報告書（別記様式）を担当健康管理医に提出しなければならない。当該所属職員が引き続き当該疾病のため療養する場合において、健康管理医の指示があったときは、その後の療養状況についても当該報告書を当該健康管理医に提出しなければならない。

（委任）

第30条 この規定に定めるもののほか、職員の安全及び衛生について必要な事項は、副局長が別に定める。

別記様式を次のように改める。

第20条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる健康管理医が同表左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、副局長（総括）が特に必要があると認めるときは、医療機関等に委託して実施することができる。

（健康診断の周知等）

第21条 副局長（総括）は、健康診断を実施するときは、課及び事務所の長にその旨を通知しなければならない。

2 [略]

（健康診断の免除）

第24条 前2条の規定にかかわらず、職員が健康診断の際、現に次の各号のいずれかに該当する場合には、当該健康診断を受診することを要しないものとする。

(1)・(2) [略]

(3) その他副局長（総括）が定める者

2 [略]

（指示区分の決定等）

第25条 健康管理医は、健康診断を実施したときは、別表第2の指示区分欄に掲げる区分に応じて指示区分を決定し、その結果を健康診断個人表及び健康診断名簿に記録し、健康診断名簿その他衛生管理に必要な事項を副局長（総括）に報告するとともに、課及び事務所の長に通知しなければならない。

（療養状況報告書の提出等）

第28条 課及び事務所の長は、所属職員が疾病のため傷病休暇、結核療養休暇又は公務災害休暇の承認を得て1月以上継続して療養したときは、当該1月経過後、速やかに、療養状況報告書（別記様式第2号）を担当健康管理医に提出しなければならない。当該所属職員が引き続き当該疾病のため療養する場合において、健康管理医の指示があったときは、その後の療養状況についても当該報告書を当該健康管理医に提出しなければならない。

（委任）

第30条 この規定に定めるもののほか、職員の安全及び衛生について必要な事項は、副局長（総括）が別に定める。

別記

様式第 1 号 (第 11 条関係)

## 作 業 主 任 者 選 任 報 告 書

年 月 日

副局長 (総括) 殿

副局長 (技術)

次のとおり報告します。

作 業 の 名 称		
所 属	名 称	
	所 在 地	
	作業従事職員数	
作 業 主 任 者	職 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
免 許 又 は	区 分	免許 ( ) 級・講習
	免許証又は修了証の番号	第 号
講 習 の 別	交 付 者	
作 業 設 備 の 概 要 等		
選 任 年 月 日	年 月 日	
参 考 事 項		

(注) 1 この報告書は、作業の種類ごとに提出すること。

2 「作業設備の概要等」の欄には、作業設備の規模及び作業量を記入すること。

様式第 2 号（第 28 条関係）

第 回

療 養 状 況 報 告 書

企業局職員安全衛生管理規程第 28 条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

所属長 印

（総務課経由）

健康管理医

殿

所 属	職 名	氏 名	年 齢
※ 傷 病 名			
※ 症 状 及 び 治 療 状 況			
療 養 場 所			
※ 主 治 医 の 意 見			

〔備考〕 ※印欄は、主治医に直接記入してもらうか、又は主治医に聞いて所属長が記入すること。

(企業局職員表彰規程の一部改正)

第 8 条 企業局職員表彰規程 (平成元年宮崎県企業局企業管理規程第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(表彰の内申) 第 6 条 副局長は、職員等で功績表彰又は永年勤続表彰に該当するものがあると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、毎年 7 月 31 日までに局長に内申するものとする。ただし、第 3 条第 3 号及び第 4 号の規定に該当する職員等に係る表彰については、その都度内申するものとする。 (1)～(5) [略]	(表彰の内申) 第 6 条 副局長(総括)は、職員等で功績表彰又は永年勤続表彰に該当するものがあると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面により、毎年 7 月 31 日までに局長に内申するものとする。ただし、第 3 条第 3 号及び第 4 号の規定に該当する職員等に係る表彰については、その都度内申するものとする。 (1)～(5) [略]

(企業局会計規程の一部改正)

第 9 条 企業局会計規程 (平成 14 年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																							
目次 第 1 章～第 3 章 [略] 第 4 章 収入 (第 34 条— <u>第 45 条</u> ) 第 5 章～第 15 章 [略] 附則 (企業出納員等) 第 7 条 [略] 2・3 [略] 4 企業出納員の事務を補助する企業会計員には、総務課出納担当に勤務する職員をもって充て、物品分任出納員の事務を補助する企業会計員には、工務課契約・技術調整担当に勤務する職員(契約に関する事務を担当する職員に限る。)及び施設管理課契約・ <u>設備改良担当</u> に勤務する職員(契約に関する事務を担当する職員に限る。)をもって充てる。 (物品の範囲及び区分) 第 139 条 [略] (1) [略] (2) 準備品 設備の附属として資産に整理されるものを除き、別表第 2 (備品品目表) に定めるもの及びこれに準ずるものであって耐用年数 1 年以上で、かつ取得価額又は製作価額が <u>2 万円以上 10 万円未満のもの</u> (3)～(6) [略] (物品の総括) 第 143 条 副局長は、物品管理者が管理する物品について、その適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図るため、事務を統一し又は必要な調整をすることができる。 別記様式 様式目次	目次 第 1 章～第 3 章 [略] 第 4 章 収入 (第 34 条— <u>第 45 条の 2</u> ) 第 5 章～第 15 章 [略] 附則 (企業出納員等) 第 7 条 [略] 2・3 [略] 4 企業出納員の事務を補助する企業会計員には、総務課出納担当に勤務する職員をもって充て、物品分任出納員の事務を補助する企業会計員には、工務課契約・技術調整担当に勤務する職員(契約に関する事務を担当する職員に限る。)及び施設管理課契約・ <u>小丸施設担当</u> に勤務する職員(契約に関する事務を担当する職員に限る。)をもって充てる。 (物品の範囲及び区分) 第 139 条 [略] (1) [略] (2) 準備品 設備の附属として資産に整理されるものを除き、別表第 2 (備品品目表) に定めるもの及びこれに準ずるものであって耐用年数 1 年以上で、かつ取得価額又は製作価額が <u>5 万円以上 10 万円未満のもの</u> (3)～(6) [略] (物品の総括) 第 143 条 副局長(総括)は、物品管理者が管理する物品について、その適正かつ効率的な使用その他良好な管理を図るため、事務を統一し又は必要な調整をすることができる。 別記様式 様式目次																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>種別及び名称</th> <th>関係条文</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様式第 1 号</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第 38 号</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">様式第 39 号</td> <td>請求 (測量等設計委託)</td> <td>第 95 条</td> <td>その 4</td> </tr> <tr> <td>変更請求 (測量等設計委託)</td> <td>第 95 条</td> <td>その 5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">様式第 40 号</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>検査調書 (工事)</td> <td>第 101 条</td> <td>その 2</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	種別及び名称	関係条文	備考	様式第 1 号	[略]	[略]	[略]	—				様式第 38 号	[略]	[略]	[略]	様式第 39 号	請求 (測量等設計委託)	第 95 条	その 4	変更請求 (測量等設計委託)	第 95 条	その 5	様式第 40 号	[略]	[略]	[略]	検査調書 (工事)	第 101 条	その 2	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>種別及び名称</th> <th>関係条文</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様式第 1 号</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第 38 号</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">様式第 39 号</td> <td>請求 (委託)</td> <td>第 95 条</td> <td>その 4</td> </tr> <tr> <td>変更請求 (委託)</td> <td>第 95 条</td> <td>その 5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">様式第 40 号</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>検査調書 (工事)</td> <td>第 101 条</td> <td>その 2</td> </tr> <tr> <td>検査調書 (委託)</td> <td>第 101 条</td> <td>その 3</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	種別及び名称	関係条文	備考	様式第 1 号	[略]	[略]	[略]	—				様式第 38 号	[略]	[略]	[略]	様式第 39 号	請求 (委託)	第 95 条	その 4	変更請求 (委託)	第 95 条	その 5	様式第 40 号	[略]	[略]	[略]	検査調書 (工事)	第 101 条	その 2	検査調書 (委託)	第 101 条	その 3	[略]	[略]	[略]	[略]
様式番号	種別及び名称	関係条文	備考																																																																					
様式第 1 号	[略]	[略]	[略]																																																																					
—																																																																								
様式第 38 号	[略]	[略]	[略]																																																																					
様式第 39 号	請求 (測量等設計委託)	第 95 条	その 4																																																																					
	変更請求 (測量等設計委託)	第 95 条	その 5																																																																					
様式第 40 号	[略]	[略]	[略]																																																																					
	検査調書 (工事)	第 101 条	その 2																																																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
様式番号	種別及び名称	関係条文	備考																																																																					
様式第 1 号	[略]	[略]	[略]																																																																					
—																																																																								
様式第 38 号	[略]	[略]	[略]																																																																					
様式第 39 号	請求 (委託)	第 95 条	その 4																																																																					
	変更請求 (委託)	第 95 条	その 5																																																																					
様式第 40 号	[略]	[略]	[略]																																																																					
	検査調書 (工事)	第 101 条	その 2																																																																					
	検査調書 (委託)	第 101 条	その 3																																																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					

様式第41号	入札書（工事）	第 113条	その 2	様式第41号	入札書（工事）	第 113条	その 2
					入札書（委託）	第 113条	その 3
様式第42号	[略]	[略]	[略]	様式第42号	[略]	[略]	[略]
—				—			
様式第55号				様式第55号			
様式第56号	固定資産除却申請書	第 191条		様式第56号	固定資産除却（申請・報告）書	第 191条	
様式第57号	[略]	[略]	[略]	様式第57号	[略]	[略]	[略]
—				—			
様式第75号				様式第75号			
様式第76号	企業債台帳	第 206条		様式第76号	企業債（借入金）台帳	第 206条	

  

様式第26号（その 1）				様式第26号（その 1）			
予算執行何書		予算執行何番号		予算執行何書		予算執行何番号	
[略]				[略]			
局長	企業出納員			局長	企業出納員		
副局長	課長 [略]			副局長	課長 [略]		
	課長 [略]			(総括)	課長 [略]		
	課長 [略]			副局長	課長 [略]		
	課長 [略]			(技術)	課長 [略]		
[略]				[略]			

  

様式第26号（その 2）				様式第26号（その 2）			
予算執行何書		予算執行何番号		予算執行何書		予算執行何番号	
[略]				[略]			
局長	企業出納員			局長	企業出納員		
副局長	課長 [略]			副局長	課長 [略]		
	課長 [略]			(総括)	課長 [略]		
	課長 [略]			副局長	課長 [略]		
	課長 [略]			(技術)	課長 [略]		
[略]				[略]			

（宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部改正）

第10条 宮崎県企業局庁舎等管理規程（平成 6 年宮崎県企業局企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（管理の総括）</p> <p>第 3 条 副局長は、庁舎等の管理に関する事務を総括し、庁舎管理者を指揮監督する。</p> <p>（室の管理）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の室以外の室については、副局長の定める者が前項の管理に当たるものとする。</p> <p>（職員の協力）</p> <p>第 6 条 職員は、この規程に基づいて、副局長又は庁舎管理者（その補助者を含む。）が庁舎等の管理に関し必要な指示をした場合には、その指示を誠実に守らなければならない。</p>	<p>（管理の総括）</p> <p>第 3 条 副局長（総括）は、庁舎等の管理に関する事務を総括し、庁舎管理者を指揮監督する。</p> <p>（室の管理）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の室以外の室については、副局長（総括）の定める者が前項の管理に当たるものとする。</p> <p>（職員の協力）</p> <p>第 6 条 職員は、この規程に基づいて、副局長（総括）又は庁舎管理者（その補助者を含む。）が庁舎等の管理に関し必要な指示をした場合には、その指示を誠実に守らなければならない。</p>

附 則

この企業管理規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 病院局企業管理規程

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成27年3月30日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第 1 号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(病院の内部組織) 第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。			(病院の内部組織) 第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。		
病院	部等	課又は科	病院	部等	課又は科
宮崎病院	事務部	[略]	宮崎病院	事務部	[略]
		医事課			医事・経営企画課
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	診療部	内科 神経内科 循環器内科 小児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 <u>救命救急科</u> 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科	診療部	内科 神経内科 循環器内科 小児科 <u>新生児科</u> 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科	
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	精神医療センター	[略]	精神医療センター	[略]	
[略]	[略]	救急・総合診療センター	<u>救命救急科</u> <u>総合診療科</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]		
県立延岡病院	事務部	[略]	県立延岡病院	事務部	[略]
		医事課			医事・経営企画課
	医療管理部	医療連携科 医療安全管理科 地域医療科	医療管理部	医療連携科 医療安全管理科 感染管理科 地域医療科	
[略]	[略]	[略]	[略]		
県立日南病院	事務部	[略]	県立日南病院	事務部	[略]
		医事課			医事・経営企画課
	医療管理部	医療連携科 医療安全管理科 地域医療科	医療管理部	医療連携科 医療安全管理科 感染管理科 地域医療科	
[略]	[略]	[略]	[略]		
(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務) 第6条 前条に規定する事務部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1) [略] (2) <u>院務の企画及び総合調整に関すること。</u> (3)～(6) [略] 医事課 (1)～(8) [略] 2～6 [略]			(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務) 第6条 前条に規定する事務部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1) [略] (2)～(5) [略] 医事・経営企画課 (1) <u>病院内の経営企画及び総合調整に関すること。</u> (2)～(9) [略] 2～6 [略] 7 前条に規定する救急・総合診療センターの分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>科に属する患者の診療に関すること。</u> (2) <u>患者の入退院に関すること。</u> (3) <u>救急・総合診療センターの診療に関する文書及び記録に関すること。</u>		

7・8 [略]

(4) 救急・総合診療センターに属する医療器械及び医療器具の  
管守並びに診療室の管理に関すること。

(5) 救急医療及び総合診療に係る医師の臨床研修に関すること

8・9 [略]

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成27年3月30日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第2号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条 病院事業給与条例第17条の規定により支給される管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該勤務に要した時間が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 別表第6に掲げる職を占める職員 <u>当該職員</u>の占める職に係る同表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条 病院事業給与条例第17条第1項の規定により支給される管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該勤務に要した時間が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 別表第6に掲げる職を占める職員（以下「<u>管理監督職員</u>」という。） <u>当該管理監督職員</u>の占める職に係る同表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>2 病院事業給与条例第17条第2項の規定により支給される管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る別表第6に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 1種 6,000円</p> <p>(2) 2種 5,000円</p> <p>(3) 3種 4,000円</p> <p><u>3 病院事業給与条例第17条第1項の勤務をした後、引き続いて病院事業給与条例第17条第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る病院事業給与条例第17条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p>																				
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 医療職給料表(二)級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td><u>困難な業務を処理する副主幹の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p>	職務の級	標準的な職務	[略]		5級	<u>困難な業務を処理する副主幹の職務</u>	6級	薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務	[略]		<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 医療職給料表(二)級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td><u>1 副薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務</u> <u>2 困難な業務を処理する副主幹の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td><u>1 薬剤部長の職務</u> <u>2 困難な業務を処理する副薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p>	職務の級	標準的な職務	[略]		5級	<u>1 副薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務</u> <u>2 困難な業務を処理する副主幹の職務</u>	6級	<u>1 薬剤部長の職務</u> <u>2 困難な業務を処理する副薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務</u>	[略]	
職務の級	標準的な職務																				
[略]																					
5級	<u>困難な業務を処理する副主幹の職務</u>																				
6級	薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務																				
[略]																					
職務の級	標準的な職務																				
[略]																					
5級	<u>1 副薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務</u> <u>2 困難な業務を処理する副主幹の職務</u>																				
6級	<u>1 薬剤部長の職務</u> <u>2 困難な業務を処理する副薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務</u>																				
[略]																					

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。



県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成27年3月30日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第3号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）					
区 分		単 位	金 額	備 考	区 分		単 位	金 額	備 考	
[略]					[略]					
3	分娩料	診療時間内	1児につき	<u>120,000円</u> <u>60,000円</u>	[略]	3	分娩料	診療時間内	1児につき	<u>150,000円</u> <u>75,000円</u>
			診療時間外	平日の午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分（土曜日は、午前8時30分）から午後10時まで					同	<u>140,000円</u> <u>70,000円</u>
	産科医療補償制度掛金	平日の午前0時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	同	<u>150,000円</u> <u>75,000円</u>	産科医療補償制度掛金	平日の午前0時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	同	<u>180,000円</u> <u>90,000円</u>		
4～16 [略]					4 産科医療補償制度掛金 [略]					
[略]					5～17 [略]					

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格に関する規程をここに公表する。

平成27年3月30日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第4号

宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成26年宮崎県条例第60号。以下「条例」という。）

）第2条第1項第7号の規定に基づき、水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第2条 条例第2条第1項第7号の規定により同条第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

（1） 条例第2条第1項第1号又は第2号に規定する学校において、それぞれ当該各号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻し

た後、又は同法の大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第 1 号に規定する学校を卒業した者については 1 年以上、同項第 2 号に規定する学校を卒業した者については 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 外国の学校において、条例第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は同項第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 条例第 2 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校を卒業した者については 5 年以上、同項第 3 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上、同項第 4 号に規定する学校を卒業した者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、条例第 2 条第 1 項第 5 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

2 1 日に給水することができる最大の水量が 1,000 立方メートル以下である専用水道の水道技術管理者の資格に係る前項第 1 号から第 5 号までに規定する水道に関する技術上の実務に従事した期間は、同項第 1 号から第 5 号までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する水道に関する技術上の実務に従事した年数の 2 分の 1 以上の期間とする。

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。